

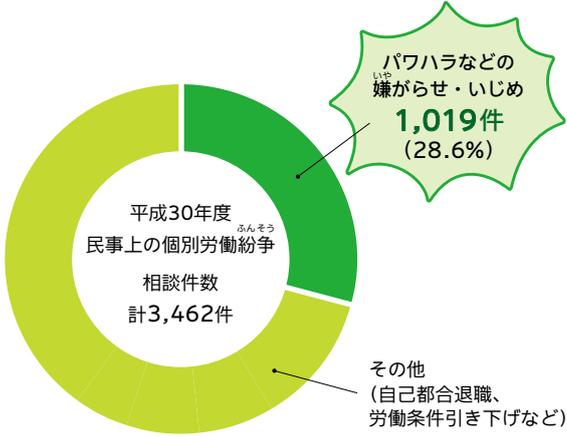


働きやすい職場づくりのために

ハラスメント(嫌がらせ・いじめ)は相手の尊厳を傷つける許されない行為であり、職場でのパワーハラ
 スメント(パワハラ)の増加は近年大きな社会問題となっています。ハラスメントが起きない職場づくりの
 ためには、何が必要でしょうか。

平成30年度に全国の労働局など
 に寄せられたパワハラなどの「嫌
 がらせ・いじめ」に関する相談は
 約8万3000件。滋賀県では
 1000件を超える相談が寄せられ
 ており、全体の約3分の1にあたり
 ます。

このような中、パワハラ禁止の
 方針を明確化して周知することや
 社内相談窓口を設置することな



参考：滋賀労働局「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」

パワーハラスメントとは？

- ・職場において行われる優越的な
 関係を背景とした言動であって、
- ・業務に必要かつ相当な範囲を超
 えたものにより、
- ・労働者の就業環境が害されること
 をいいます。

だが、令和2年6月から企業に義
 務付けられます(中小企業は令和
 4年3月31日まで努力義務)。
 本人や組織のことを思つての注
 意や指導が、実はハラスメントに
 なっているかもしれません。自分
 自身を含めた職場内での日頃の言
 動が周囲の誰かを傷つけているこ
 とはないか、確認することが大切
 です。

あなたの周りにも
 ありませんか？

パワハラの類型



身体的な攻撃

蹴ったり、殴ったり、体に危害
 を加えること。



精神的な攻撃

相手の人格を否定するような暴
 言・侮辱などを行うこと。



人間関係からの切り離し

無視・仲間外し・隔離など、
 個人を疎外すること。



過大な要求

明らかに遂行不可能な量の業
 務を強制したり、不要な業務
 をさせて仕事を妨害したりす
 ること。



過小な要求

仕事を与えなかったり、明ら
 かに程度の低い仕事を命じら
 ること。



個の侵害

業務上関係のない私的なこと
 に過度に立ち入ること。

※参考：厚生労働省ホームページ「あかいる職場応援団」

※パワハラのをすべてを網羅したものではありません。これら以外の行為もパワハラに該当することがありますので、注意してください。



職場で起こるハラスメントは、他にも「セクハラ」や「マタハラ」などがあります。

セクハラ(セクシュアルハラスメント)

本人の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したために解雇や降格などの不利益を受けることや、就業環境が害されることをいいます。



マタハラ(マタニティハラスメント)

妊娠・出産や育児・介護休業等の利用に関する言動によって、就業環境が害されることをいいます。



日頃のコミュニケーションでハラスメントのない職場に

なぜハラスメントは起きるのでしょうか。どうすれば防げるのでしょうか。社会保険労務士として23年間、様々な職場を担当してきた梅本加奈子さんにお話をお聞きしました。

「指導」と「ハラスメント」

仕事上で相手に注意や指導することは必ずしも悪いことではなく、「指導」と「ハラスメント」の違いを認識することが大切です。失敗した人に怒りをぶつけるのではなく、失敗そのものに目を向けましょう。現時点の失敗をどうカバーするのか、繰り返し返さないために今後どうすればいいのか、解決に結びつくアドバイスをするのが「指導」です。

ポイントは人間関係

ハラスメントの背景には、年功序列の崩壊や、仕事量が多すぎて上司に心のゆとりがなくなっていること、他人に無関心な職場になっていることなどが挙げられます。

ハラスメントが起きない職場にするためには、日頃からのコミュニケーションが大切です。何か問題があった時にフォローしてもらえない雰囲気職場があれば、すぐに同僚に相談したり助けを求めることができ、事態がさらに悪



おうみ総合労務管理事務所
特定社会保険労務士
梅本 加奈子さん

働きやすい職場で業績アップ

ハラスメントが起きる職場は雰囲気が悪くなり、優秀な人材ほどすぐに辞めてしまいます。新しい人材を確保するためには、新たに時間とお金が必要になってしまいます。反対に、働きやすい職場と評判になれば、よい人材が定着してモチベーションアップすることで作業効率が高まり、社内外を問わず気持ちのよい人間関係が業績向上へとつながるのではないでしょうか。

これからは、労働人口が減っていく世の中になります。育児や介護・病気のために休暇をとったり短時間勤務をするなど、それぞれの人の事情に合わせた働き方が受け入れられ、「お互いさま」と助け合える社会になってほしいと願っています。

ハラスメントに関する情報・相談窓口はこちら

NOハラスメント！ 総合情報サイト

厚生労働省の総合情報サイト「あかるい職場応援団」様々な相談窓口の案内や、職場で起こるハラスメントの基本情報などが掲載されています。



滋賀県内のハラスメント関係の各種相談窓口

● 滋賀労働局 雇用環境・均等室

① 嫌がらせ・いじめ、不当解雇等
TEL.077-522-6648
② セクハラ・マタハラ、育児・介護休業等
TEL.077-523-1190
【開設時間】月～金曜日 8:30～17:15

● 滋賀県労働相談所

苦 勞 な い 労 使
TEL.0120-967-164
携帯電話からは
077-511-1402
【開設時間】月～金曜日 10:00～17:00